

長柄町長 月 岡 清 孝 様

長柄町監査委員 河 邊 義 大

長柄町監査委員 岡 部 弘 安

令和 7 年度長柄町普通会計財政健全化審査意見書

1. 審査実施日 令和 8 年 8 月 2 0 日
2. 審査実施場所 長柄町役場
3. 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき実施した審査について、その結果に関する意見書を提出する。
なお、本審査は長柄町監査基準に準拠して実施した。
4. 審査の対象 令和 7 年度 長柄町健全化判断比率
5. 審査の着眼点（評価項目）及び実施内容
この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

6. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し正確に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 7 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
①実質赤字比率	—	1 5 . 0	2 0 . 0
②連結実質赤字比率	—	2 0 . 0	3 0 . 0
③実質公債費比率	7 . 0	2 5 . 0	3 5 . 0
④将来負担比率	—	3 5 0 . 0	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和7年度の一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率はない。

②連結実質赤字比率について

令和7年度の一般会計をはじめとした全会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率はない。

③実質公債費比率について

「標準税収入額」の減少がある一方で、「普通交付税額」の増により、前年度と比較して増減はない。

④将来負担比率について

「将来負担額」の減少により、将来負担比率は算定されなかった。

7. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

長 監 第 1 2 号
令和 8 年 9 月 1 4 日

長柄町長 月 岡 清 孝 様

長柄町監査委員 河 邊 義 大

長柄町監査委員 岡 部 弘 安

令和 7 年度長柄町下水道事業会計財政健全化審査意見書

1. 審査実施日 令和 8 年 8 月 2 0 日
2. 審査実施場所 長柄町役場
3. 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき実施した審査について、その結果に関する意見書を提出する。
なお、本審査は長柄町監査基準に準拠して実施した。
4. 審査の対象 令和 7 年度 長柄町下水道事業会計における資金不足比率
5. 審査の着眼点（評価項目）及び実施内容
この経営財政健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

6. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し正確に作成されているものと認められる。

下水道事業会計の利益剰余金は 8,444 万 8 千円、黒字であったため資金不足比率は発生しない。

したがって、資金不足比率については法律に定める基準を超えているものはなく、この法律に定める健全性は維持されている。

記

比率名	令和 7 年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備考
資金不足比率	—	2 0 . 0	

7. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。